

国保に加入しなければならない方(被保険者)

すべての国民は、職場の健康保険（協会けんぽ・健康保険組合など）に加入している方や、後期高齢者医療制度に移られた方、また生活保護を受けている方を除いて、国保に加入しなければなりません。これは、法律によって実施されている「国民皆保険制度」(すべての国民がいずれかの公的医療保険に加入する)に基づくものです。

○一人ひとりが被保険者

国保では世帯主も家族も、一人ひとりが被保険者となり、保険証は一人に一枚ずつ交付されます。



○外国人住民の場合

在留資格を有し、3か月を超える在留期間の方は加入の対象となります。ただし、次の方は加入対象から除かれます。

- 他の健康保険に加入している方
- 生活保護を受けている方
- 観光・保養などの一時滞在者
- 日本で医療を受けることを目的に滞在する方とその世話をするために滞在する方

なお、保険証の有効期限は「在留期間満了日の翌日」となりますので、住所地を管轄する地方入国管理官署にて、在留期間の更新手続きを忘れずに行ってください。



○加入は世帯ごと

一人ひとりが被保険者ですが、国保の加入は世帯ごとで、届出や保険料の納付は世帯主が行わなければなりません。

○国保上の世帯主を変更することができます

住民票上の世帯主が国保に加入していない場合でも、同じ世帯の中に国保加入者がいる場合は、世帯主の方が各種届出や保険料の納付について義務を負います。

このような世帯を「擬制世帯」と言い、世帯主のことを「擬制世帯主」と言います。擬制世帯の中で国保加入者が、実際に保険料を支払っていることもあることから、申請により国保加入者を国保上の世帯主に変更することができます。

ただし、擬制世帯主の同意が得られていること、保険料の滞納がないことなどの条件を満たしている必要があります。

北見市において、国保の資格が適用となる日は、協会けんぽ・健康保険組合などの健康保険の資格がなくなった日（退職日の翌日など）や北見市に転入した日（転入日）です。たとえ届出が遅れた場合でも、退職日の翌日や転入日にさかのぼって北見市国保の資格を適用することとなり、届出が遅れた期間分の保険料は、最長2年間分さかのぼって請求することになります。

また、転出や他の健康保険に加入した場合、北見市国保脱退の届出が遅れると、医療費の返還（詳しくは24ページ）や保険料の二重払いが生じることもあります。

北見市国保の加入及び脱退の要件（他の健康保険への加入・脱退、転入・転出、出生・死亡など）に該当した日から**14日以内**に、必ず届出をすることが法律で義務付けられています。

届出に必要なものは、次のページをご覧ください。